

第9回 収容・送還に関する専門部会 議事概要

1 日時

令和2年5月29日（金）午前10時から午後零時まで

2 場所

法曹会館高砂の間（一部の委員はオンラインにより参加）

3 出席者（敬称略）

（1）収容・送還に関する専門部会

安富部会長，明石委員，大橋委員，川村委員，高橋委員，高宅委員，寺脇委員，野口委員，宮崎委員，柳瀬委員

（2）出入国在留管理庁

佐々木長官，高嶋次長，佐藤審議官，石岡出入国管理部長，東山総務課長，岡本警備課長，片山参事官，本針難民認定室長，林警備調整官

（3）オブザーバー

国連難民高等弁務官駐日事務所 川内副代表

4 配付資料

（1）収容・送還に関する専門部会（第9回）議事次第

（2）川村委員意見

（3）宮崎委員意見

5 議事概要

報告書（案）「送還忌避・長期収容問題の解決に向けた提言」（仮題）について、委員による議論を行った。

委員から示された主な意見の概要は、以下のとおりであった（書面による提出意見を含む。）。

（1）収容の在り方について

ア 収容の上限，収容についての司法による審査

- 収容期間に上限を設けるとともに，期間を区切って収容の要否を審査する仕組みを設けるべきである。
- 現行入管法上，退去強制令書による収容は「送還可能のときまで」することができるものと定められており，収容期間を事前に設定したり，収容期間に上限を設けるような仕組みは採用されていない。
- 収容期間の上限を定めることは，仮放免された者が生活苦に陥らないよう就労を可能とすべきと主張する立場と結び付いた場合には，不法滞在者であっても，一定期間入管施設に収容された後は，仮放免されて就労が可能になり，いわば不法就労のロンダリングにつながるという奇妙な帰結になる。

イ 被収容者のプライバシーの確保や被収容者に対する医療、被収容者の心情把握・ケアに関する取組等の被収容者の処遇

- 被収容者に対する医療の実施に関し、患者である被収容者の自己決定権についても十分配慮すべきである。
- 収容施設における医療について自己決定権を強調すると、仮放免を求めて生命の危険を顧みずに頑なに拒食等をするような事案において、有効な対処ができなくなる。

ウ 仮放免その他収容の長期化を防止するための措置

(ア) 仮放免の要件・基準・収容代替措置

- 仮放免の要件・基準を法令の形式で規定するとともに、仮放免を許可する場合に加えて許可しない場合を明確に示すことにより、本邦にとどまることを目的とする仮放免の請求を抑制すべきである。
- 仮放免の要件・基準は、将来の司法審査において利用可能なものとするべきである。
- 行政訴訟の機会をより適切に確保する観点から、仮放免の許否判断について標準処理期間を定め、速やかに行うことが望ましい。
- 収容代替措置を創設する場合、GPSの装着の当否、対象者等については、十分な議論がされるべきである。

(イ) 仮放免された者等による逃亡等の行為に対する罰則等の創設

- 罰則の創設よりも、まずは仮放免許可に際して付される条件の内容や再収容の要否の判断が入管当局の裁量に委ねられている状況を改めるべきである。
- 刑事の保釈制度でも保釈逃亡罪は存在しておらず、議論の過程であることに鑑みれば、現段階で逃亡等をした者に対する罰則を設けるべきではない。
- 罰則を創設すれば、当該外国人を支援する弁護士等が処罰されるおそれがあり、弁護士等の活動を著しく萎縮させる。
- 仮放免の運用に当たって、特段適正を欠く点は見受けられないにもかかわらず、逃亡事案が後を絶たない現状に鑑みれば、現行の保証金等の制度のみでは逃亡を防止する手段として限界がある。
- 保釈と仮放免は、その目的や要件、判断権者等を異にしており、逃亡等防止のための措置の在り方について同一のものとして議論する必然性はない。
- 弁護士等による正当な活動が犯罪とされることはなく、罰則の創設により弁護士等の活動を萎縮させるというのは杞憂である。

(2) 本専門部会の課題に関し示されたその他の主な意見

- 提言の実施状況等については、適切な検証がなされるべきである。
 - 提言で示した方策につき、国民の理解が得られる形で実施すべきであり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等を注視しつつ、状況に応じた適切な対応を行っていくべきである。
- 以 上